令和８年度匝瑳市国民健康保険税（国保税）について

国民健康保険事業の運営につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。国保税は、加入するみなさんが病気やけがをしたときの医療費に充てられる貴重な財源です。自分のため、みんなのために必ず納めましょう。

1．　国保税の税率及び年間税額の算出方法

国保税は、次の計算に基づき、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども･子育て支援納付金分をそれぞれ算出した合計金額によって決まります。なお、年度途中で加入／離脱された場合には、月割り計算となります。

		医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割：　前年中の所得金額－基礎控除額（0～４３万円）	×	7.5%	2.7%	1.8%	0.4%
	＋	＋	＋	＋	＋
均等割：　加入者（被保険者）の人数	×	25,000円	14,000円	19,000円	1,950円
	＋	＋	＋	＋	＋
18歳以上均等割：　18歳以上の加入者（被保険者）の人数	×				150円
	＋	＋	＋	＋	＋
平等割：　一世帯につき	×	30,000円			

あなたの世帯の国保税額（※課税限度額１１３万円）＝ 医療分（※課税限度額６７万円）＋ 後期高齢者支援金分（※課税限度額２６万円）＋ 介護納付金分（※課税限度額１７万円）＋ 子ども・子育て支援納付金分（※課税限度額３万円）

※医療分とは国保加入者の医療費に関する部分で国保加入者全員に課税されます。
※後期高齢者支援金分とは後期高齢者医療に関する支援分で国保加入者全員に課税されます。
※介護納付金分とは介護保険料に関する部分で40歳から64歳までの国保加入者に課税されます。
※子ども･子育て支援納付金分とは子ども･子育て世帯に関する支援分で所得割･均等割は国保加入者全員に課税され、18歳以上均等割は18歳以上の国保加入者に課税されます。
※18歳未満の被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者を含む）については、子ども･子育て支援納付金分の均等割が全額軽減されます。
※課税限度額とは世帯において課税される国保税の限度額のことです。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども･子育て支援納付金分のそれぞれに金額が設けられており、令和8年度の国保税の課税限度額は、合計で113万円となっています。

2．　前年度と本年度の税率などの比較

近年、高齢化の進展や医療の高度化等により医療費が増加する一方、加入者数の減少による国保税の減収に伴い、市の国民健康保険財政は厳しい状況となっています。

これまで市では、納税者の負担軽減の観点から、税率などは据え置き、国民健康保険財政調整基金を取り崩し不足分に補てんするなどして事業運営を維持してまいりました。

しかし、このままでは国民健康保険事業の運営が困難となることから、千葉県から示された標準保険料率を参考に、税率などの改定を行うこととしました。

また、国の法令改正に伴い、子ども･子育て支援納付金分の新設及び賦課限度額･軽減判定基準額の改定を行います。

加入者の皆さんには大きな負担をお願いすることになりますが、将来にわたり医療費をはじめとする保険給付事業などを安定的に運営していくため、ご理解とご協力をお願いします。

●改定の概要

今回の改定は、「①税率などの改定」、「②子ども･子育て支援納付金分の新設」、「③賦課限度額の改定」、「④軽減判定基準額の改定」の4点です。

① 税率などの改定

千葉県から示された標準保険料率を参考に、税率などを引き上げました。

区分		令和7年度（改定前）	令和8年度（改定後）	比較	令和7年度標準保険料率（千葉県提示）
医療分	所得割	6.5%	7.5%	＋1.0%	7.51%
	均等割（被保険者1人あたり）	20,000円	25,000円	＋5,000円	25,153円
	平等割（1世帯あたり）	25,000円	30,000円	＋5,000円	30,558円
後期高齢者支援金分	所得割	2.5%	2.7%	＋0.2%	2.77%
	均等割（被保険者1人あたり）	12,500円	14,000円	＋1,500円	14,983円
介護納付金分	所得割	1.3%	1.8%	＋0.5%	1.88%
	均等割（被保険者1人あたり）	12,500円	19,000円	＋6,500円	19,592円

② 子ども・子育て支援納付金分の新設

国の法令改正に伴い、子どもや子育て世帯を支えるための財源となる「子ども･子育て支援納付金分」を新設しました。

区分		令和8年度
子ども・子育て支援納付金分	所得割	0.4%
	均等割（被保険者1人あたり）	1,950円
	18歳以上均等割※（被保険者1人あたり）	150円

※18歳未満被保険者の均等割額全額軽減分を賄うため、18歳以上の被保険者については、均等割(1,950円)のほかに18歳以上均等割(150円)が賦課されます。

③ 賦課限度額の改定

国の法令改正に伴い、医療分を1万円引き上げ、また、子ども･子育て支援納付金分を3万円に設定しました。

［ 現行 ］		［ 改定後 ］		
医療分	66万円	医療分	67万円	（＋1万円）
後期高齢者支援金分	26万円	後期高齢者支援金分	26万円	
介護納付金分	17万円	介護納付金分	17万円	
		子ども・子育て支援納付金分	3万円	（＋3万円）
（最高賦課額）	109万円	（最高賦課額）	113万円	（＋4万円）

④ 軽減判定基準額の改定

国の法令改正に伴い、5割と2割の軽減基準額を見直し、軽減対象世帯の範囲を拡大しました。

《 5割 》
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）
＋
｛（国保加入者＋特定同一世帯所属者）×**31万円**｝以下
「30万5000円」→「31万円」に引き上げ

《 2割 》
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）
＋
｛（国保加入者＋特定同一世帯所属者）×**57万円**｝以下
「56万円」→「57万円」に引き上げ

3.　国保税の課税について

（3-1）納税義務者は世帯主

国保税は、世帯主が納税義務者です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合（社会保険または後期高齢者医療制度の保険加入者の場合）でもその世帯主が納税義務者になります。

※この場合は、世帯主の所得は国保税の計算には含まれません。

※国保税は、世帯分として課税されます。世帯員一人一人に対しての課税ではありません。

（3-2）年度の途中で40歳、65歳、75歳に達する方

①40歳に達する方（介護納付金分が追加される方）

年度の途中で40歳に達する方は、40歳に達した月からの介護納付金分が追加となりますので、40歳に達した時点で税額の変更をします。変更した通知等については、年齢到達した後に送付となります。

②65歳に達する方（介護納付金分が減額される方）

65歳に達する方は、65歳に達した月の前月までの介護納付金分はあらかじめ計算された税額となっていますので、納税通知書に基づき納付をお願いします。

③75歳に達する方（後期高齢者医療制度に移行する方）

75歳に達した月の前月までの税額はあらかじめ計算されていますので、納税通知書に基づき納付をお願いします。

（3-3）世帯主変更について

年度の途中で世帯主が変わった場合には、変更の手続きをした月から納税義務者が旧世帯主から新世帯主に変更となり、税額が月割りで再計算されます。

・旧世帯主にかかる税額

$$\text{年間国保税額} \times \frac{\text{4月（または資格取得月）から世帯主が変わった月の前月までの月数}}{\text{12か月}}$$

・新世帯主にかかる税額

$$\text{年間国保税額} \times \frac{\text{世帯主が変わった月から年度の末月（3月）までの月数}}{\text{12か月}}$$

※新世帯主にかかる国保税については、軽減判定が再判定されます。

※旧世帯主の方が口座振替を利用していた場合で、引き続き口座振替をご希望の場合は、「口座振替依頼書」に新世帯主の方を納税義務者として金融機関へ申請してください。新世帯主の方の口座申し込みがないと口座振替を継続することができません。

（3-4）国保税の軽減等

① 世帯の合計所得による軽減

世帯の合計所得が、判定基準額以下の場合は、国保税のうち「均等割」と「平等割」が軽減されます。

軽減の種類	判定基準額（世帯の合計所得金額）
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数（注4）－1）以下
5割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数（注4）－1） ＋{（被保加入者数＋特定同一世帯所属者数）×31万円}以下
2割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数（注4）－1） ＋{（被保加入者数＋特定同一世帯所属者数）×57万円}以下

※下線部の式は給与所得者等の数が2人以上の場合に適用されます。

注1. 65歳以上の方の公的年金所得は、15万円を差し引いた額で判定します。

注2. 国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含めて判定します。

注3. 青色事業専従者給与及び事業専従者控除は、所得割額算出に適用されますが、軽減判定には適用されませんので、控除額を合算して判定します。また、長期・短期譲渡所得の特別控除は、所得割額算出に適用されますが、軽減判定には適用されませんので、土地や家屋の売却等による譲渡所得はすべて所得として判定します。

注4. 一定の給与所得者（収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者。
※当面の間110万円とあるのは125万円。

「特定同一世帯所属者」とは、

後期高齢者医療制度の適用により国保の資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方のことです。国保喪失日に国保の世帯主であった方の異動があった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

② 特定世帯および特定継続世帯に係る平等割軽減

特定世帯とは、世帯の加入状況が国民健康保険加入者一人と、「特定同一世帯所属者」のみで形成される世帯のことです。また、特定継続世帯とは、特定世帯として判定され5年を経過した世帯をいいます。特定世帯および特定継続世帯については、以下のとおり平等割軽減が受けられます。

（なお、世帯の合計所得金額によっては、①の均等割、平等割軽減と軽減措置が併用されます。）

	軽減率	期間
特定世帯	1／2軽減	5年間
特定継続世帯	1／4軽減	3年間

③ 非自発的失業者に係る軽減措置　**※軽減を受けるためには届出が必要です。**

倒産などで職を失った失業者の方で雇用保険受給資格者証等をお持ちの方は、離職日の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を30%とみなして国保税を軽減します。

対象者は、雇用保険の特定受給資格者や特定理由離職者（離職理由コード：11、12、21、22、23、31、32、33、34）で、離職時点で65歳未満の方です。

④ 未就学児に係る均等割軽減

未就学児の被保険者は均等割が5割軽減されます。世帯の合計所得による軽減がある場合は、軽減後に未就学児の均等割が5割軽減されます。

⑤ 産前産後期間の被保険者に係る所得割及び均等割減額　**※減額を受けるためには届出が必要です。**

出産又は出産予定の被保険者は、所得割及び均等割が産前産後の一定期間減額されます。

※単胎妊娠の場合：出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国保税を減額。

※多胎妊娠の場合：出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国保税を減額。

（3-5）国保税の減免について

災害や生活困窮等の理由で一定の基準に該当する場合には減免できる制度がありますので、**納期限までに**直接税務課へご相談ください。（※国民年金保険料の免除等、他の制度の免除や減免を受けていても、国保税の減免対象とはなりません。国保税の減免申請をいただいた上で、該当・非該当の判断をさせていただきます。）

（3-6）所得の申告について

国保税の軽減・減免を受けるためには、世帯全員の所得が判明していることが必要です。まだ所得の申告をされていない方は、必ず税務課へ申告してください。

4.　国保税の納付方法について

国保税は、普通徴収または特別徴収（年金天引き）で納付していただくことになります。令和8年度の普通徴収の納期及び特別徴収の徴収月については以下のとおりです。

普通徴収

期別	納期限
第1期	令和 8年　6月30日
第2期	令和 8年　7月31日
第3期	令和 8年　8月31日
第4期	令和 8年　9月30日
第5期	令和 8年11月　2日
第6期	令和 8年11月30日
第7期	令和 8年12月28日
第8期	令和 9年　2月　1日
第9期	令和 9年　3月　1日

特別徴収

仮徴収	令和 8年　4月
	令和 8年　6月
	令和 8年　8月
本徴収	令和 8年10月
	令和 8年12月
	令和 9年　2月

（4-1）普通徴収

口座振替または納付書により納付していただきます。納付書は、金融機関（農協・ゆうちょ銀行（郵便局）含む）、市役所及び野栄総合支所窓口、コンビニエンスストア（コンビニ）またはスマートフォンアプリ及びQRコードで納付できます（コンビニ等での納付については下記をご覧ください）。<u>また、全額を一括納付する場合には全ての納付書をご使用ください。</u>

＊以下の場合はコンビニ等での納付ができませんのでご注意ください。
・納付書１件あたりの納付金額が30万円を超える場合（コンビニ等収納用のバーコードの印刷がありません）
・コンビニ等収納用のバーコードが読み取れない場合　　・コンビニ等での納付可能期限を過ぎた場合
・納付金額を訂正した場合
＊使用できるコンビニエンスストア、スマートフォンアプリについては、納付書裏面をご覧ください。
＊コンビニエンスストア等収納代行業者は、地銀ネットワークサービス㈱です。

（4-2）口座振替制度について　～ 金融機関等へ納めに行く手間が省け、納め忘れがなく便利です ～

<u>①口座振替の申し込み方法</u>

預金口座のある金融機関へ口座振替依頼書を提出してください。「口座振替依頼書」は、市内の取扱金融機関、市役所本庁税務課及び野栄総合支所にあります。

《取扱金融機関》
〇千葉銀行　〇千葉興業銀行　〇銚子商工信用組合　〇京葉銀行　〇銚子信用金庫
〇ちばみどり農業協同組合（いずれかの本店または支店）　〇ゆうちょ銀行・郵便局

《手続に必要なもの》 通帳、通帳届出印、同封の納税通知書

<u>②引き落とし（振替）方法</u>

引落日（振替日）は各「納期限」（全期前納の場合は第1期の納期限）になります。ご利用口座の停止・残高不足の場合は引き落としができませんので、**<u>納期限の前営業日までに残高確認をお願いします。</u>**また口座の変更がありましたらお早めに手続きをお願いします。

引き落としができなかった場合、**<u>再振替は行いませんので、ご注意ください。</u>**

なお、過年度分の国保税が新たに課税された場合、過年度分については口座振替を行いませんので、納税通知書に同封します納付書での納付をお願いします。

※口座振替の開始時期は基本的に届出書が金融機関を経由して市役所に届いた翌月からとなります。新規に申し込まれる場合は、令和8年度分市税等の全期前納や第1期からの振替は間に合いませんのでご了承ください。

（4-3）特別徴収（年金天引き）

<u>①特別徴収対象世帯の条件</u>

次の6つの条件すべてに当てはまる場合には、原則として世帯主の年金からの特別徴収（年金天引き）となります。（平成20年度から）。

《特別徴収の対象となる条件》
1）世帯主が国民健康保険に加入している
2）世帯における国保加入者全員（世帯主を含む）の年齢が65歳以上75歳未満
3）世帯主が受給している年金額が年額18万円以上
4）介護保険料が年金から天引きされている
5）世帯主にかかる国保税と介護保険料の合計が年間年金支給額の2分の1を超えない
6）現在、国保税を口座振替以外で納付している

例外として、上記6つの条件に当てはまる方でも、次の場合には特別徴収となりません。
・年度の途中で世帯主が75歳になられる場合　→　徴収方法が年度当初より普通徴収に切り替わります。
・年金担保貸付事業を利用している場合　→　貸付の返済が開始され、年金保険者により特別徴収が中止された後、普通徴収に切り替わります。

<u>②特別徴収の開始時期について</u>

1）前年度において特別徴収であった方
令和7年度にすでに特別徴収を行っている世帯については、2月に徴収した税額を基準として、4月、6月、8月に仮徴収を行い、令和8年度の国保税額は6月に確定となりますので、確定した国保税額から仮徴収した国保税額を差し引いた額を10月、12月、翌年2月に分けて、年金から天引きします。
※各月の納付額ができるだけ一定となるように、8月の仮徴収税額は調整される場合があります。

2）令和8年10月から特別徴収となる方
令和7年度は普通徴収であった世帯において、令和8年度の特別徴収開始の判定時に、特別徴収対象世帯の条件を満たしている場合、10月から特別徴収が開始されます。**上半期は6月から9月までの4期が普通徴収での納付**となり、**下半期は10月、12月、翌年2月の年金から天引き**します。

3）令和8年4月以降で特別徴収から普通徴収へと切り替わる方
特別徴収の対象であった世帯が、年度途中において特別徴収対象世帯の条件を満たさなくなった場合、特別徴収は中止され、納付方法が普通徴収へと切り替わります。

（4-4）特別徴収（年金天引き）から口座振替への変更について

特別徴収（年金天引き）の該当になっている方のうち、口座振替の申し込みをした方については、特別徴収を中止し、口座振替による支払いに変更となります。変更を希望される場合は、あらかじめ金融機関にて口座振替 依頼をしていただき、税務課市民税班の窓口に「国保税納付方法変更申出書」の提出が必要となります（口座振替依頼については、（4-2）口座振替制度についても併せてご覧ください）。

《市役所窓口へ持参するもの》
・口座振替依頼書の本人控え（事前に金融機関への手続きが必要となります。）
※なお、手続き完了日から特別徴収中止日までは以下のとおり期間を要しますのでご了承ください。

手続き完了日	7月末日	9月末日	11月末日	1月末日	3月末日	5月末日
特別徴収中止月	10月分から	12月分から	2月分から	4月分から	6月分から	8月分から

お問合わせ先
国保税の課税に関すること　税務課 市民税班　０４７９（７３）００８７
国保税の納付に関すること　税務課 収　税　班　０４７９（７３）００８７
国保資格、給付に関すること　市民課 国保年金班　０４７９（７３）００８６